

お知らせ

当市の建設工事の入札について、令和4年4月1日より最低制限価格(失格基準価格)基準を改正します。

なお、令和4年4月1日以降に入札を実施するものから適用します。

○ 最低制限価格(失格基準価格)は、設計金額のうち、次の額の合計額とします。

(1) (2) 以外の工事の場合

設計金額における直接工事費の 97%

// 共通仮設費の 90%

// 現場管理費の 90%

// 一般管理費等の 68%

(2) 建築工事

設計金額における直接工事費の $90\% \times 97\%$

// 共通仮設費の 90%

// (直接工事の $10\% +$ 現場管理費) $\times 90\%$

// 一般管理費等の 68%

※設定範囲は 10 分の 7.5~10 分の 9.2 で変更はありません。【(1)、(2) 工事共通】

安芸市企画調整課